

魚津市告示第140号

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業
の廃止の届出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の25
第4項及び児童福祉法第24条の32第2項の規定により、次のとおり指定特定
相談支援事業者の特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業者の障害児
相談支援事業の廃止の届出を受理したので、障害者の日常生活及び社会生活
を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第2号及び児童福祉法第24
条の37第1項第2号の規定により公示する。

令和7年5月22日

魚津市長 村椿 晃

届出した事業者

事業者	名称	ヴィスト株式会社
	主たる事務所の所在地	石川県金沢市広岡一丁目2番14号
事業所	名称	相談支援センターヴィストうおづ
	所在地	富山県魚津市駅前新町11番17号 大同林業駅前ビル1階
事業の種類		特定相談支援事業
事業所の主たる対象者		特定無し
事業所番号		1630400065
指定年月日		令和6年9月1日
廃止年月日		令和7年5月31日

事業者	名称	ヴィスト株式会社
	主たる事務所の所在地	石川県金沢市広岡一丁目2番14号
事業所	名称	相談支援センターヴィストうおづ
	所在地	富山県魚津市駅前新町11番17号 大同林業駅前ビル1階
事業の種類		障害児相談支援事業
事業所の主たる対象者		特定無し
事業所番号		1670400058
指定年月日		令和6年9月1日
廃止年月日		令和7年5月31日